平成２１年（フ）第７７号
栃木県塩谷郡高根沢町大字上高根沢2103番地
債務者　永井　信子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２７８号
栃木県宇都宮市竹林町89番地36　東ハイツＤ１－２、前住所栃木県宇都宮市緑２丁目33番10号
債務者　松浦　広紀
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２７９号
栃木県宇都宮市竹林町89番地36　東ハイツＤ１－２、前住所栃木県宇都宮市緑２丁目33番10号
債務者　松浦　閑子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３１２号
栃木県宇都宮市平出町1318番地８
債務者　小野瀬　剛
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月10日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３５０号
栃木県宇都宮市今泉町873番地１
債務者　今井　宏樹
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３８１号
栃木県宇都宮市宮原４丁目４番51号　ガーデンハイツ201
債務者　青柳　誓一
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３８２号
栃木県宇都宮市宮原４丁目４番51号　ガーデンハイツ201
債務者　青柳　清惠
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３９１号
栃木県宇都宮市岩曽町875番地１
債務者　八十島祐子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３９７号
栃木県芳賀郡益子町大字塙2481番地46、前住所栃木県宇都宮市今泉町188番地４　コーポＤＫ201号
債務者　白岩　博樹
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３９８号
栃木県宇都宮市下田原町1745番地３
債務者　齋藤　麻衣
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１３８７号
神奈川県茅ヶ崎市萩園1270番地89
債務者　成枝　正幸
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３９０号
神奈川県大和市林間２丁目８番２号
債務者　上村　昭子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３９号
栃木県宇都宮市六道町14番10号、前住所埼玉県さいたま市見沼区大字東新井905番地３
債務者　大根田健司
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３９３号
栃木県宇都宮市元今泉２丁目28番１号
債務者　村田　鉄三
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３９４号
栃木県宇都宮市元今泉２丁目28番１号
債務者　村田美津子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３９９号
栃木県宇都宮市天神２丁目３番１号　Ｔ.Ｍ.宇都宮121Ａ、前住所栃木県宇都宮市下岡本町1903番地７
債務者　桑原　茂義
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係